○毛呂山町議会議員政治倫理条例施行規程

議会告示第2号 改正 平成29年9月29日議会告示第3号 令和3年3月18日議会告示第1号

平成26年12月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、毛呂山町議会議員政治倫理条例(平成26年毛呂山町条例 第23号。以下「条例」という。)第20条の規定に基づき、条例の施行につ いて必要な事項を定めるものとする。

(辞退届)

第2条 条例第5条第3項に規定する請負契約等の辞退は、請負契約等の辞退届 (様式第1号)により行うものとする。

(公表の方法)

- 第3条 条例第5条第7項、第15条第2項及び第18条第1項に規定する公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 毛呂山町議会だよりへの掲載
 - (2) 毛呂山町ホームページへの掲載
 - (3) その他議長が適当と認める方法

(審査請求の手続)

- 第4条 条例第7条第3項の規定による審査請求は、議員にあっては審査請求書 (様式第2号)により、選挙権を有する者にあっては審査請求書(様式第3号) 及び審査請求者署名簿(様式第4号)により行うものとする。
- 2 前項に規定する審査請求書及び審査請求者署名簿(以下「審査請求書等」という。)には、審査請求をする者(以下「審査請求者」という。)が署名(視 覚障害者が点字により自己の氏名を記載することを含む。次項において同じ。) 及び押印をしなければならない。
- 3 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第7項の規定は、審査請求 のための署名を求める場合について準用する。

(審査請求書等の受理等)

- 第5条 議長は、前条に規定する審査請求書等の書面の内容を審査し、審査請求 書等の書面に不備があると認められるときは、審査請求者を代表する者(次項 において「審査請求代表者」という。)に期間を定めてその補正を命ずること ができる。
- 2 議長は、審査請求代表者が前項の規定に従わなかったときは、審査請求を却下することができる。
- 3 条例第7条第5項の規定による通知は、審査請求書の受理について(様式第5号)により行うものとする。
- 4 条例第7条第6項の規定による通知は、審査請求書の不受理について(様式 第6号)により行うものとする。

(政治倫理審査会の設置通知)

第6条 条例第8条第2項の規定による通知は、毛呂山町政治倫理審査会の設置 について(様式第7号)により行うものとする。

(審査結果の報告)

第7条 条例第9条の規定による審査結果の報告は、審査結果報告書(様式第8号)により行うものとする。

(審査結果の通知)

第8条 条例第16条第1項の規定による通知は、審査結果について(様式第9号)により行うものとする。

(その他)

第9条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、条例の施行の日から施行する。

附 則(平成29年議会告示第3号)

この告示は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(令和3年議会告示第1号)

この告示は、公布の日から施行する。

請負契約等の辞退届

毛呂山町議会議長 あて

	(請負契約等を辞退する者)
所 在 地	
商号又は名称	:
代表者氏名	
関係議員氏名	(関係:)

私(当社)は、毛呂山町議会議員政治倫理条例第5条第3項の規定により、毛 呂山町並びに町が加入する地方自治法第284条第2項に規定する一部事務組合、 町が出資する法人及び指定管理者が行う工事等の請負契約、当該請負契約の下請 契約、業務委託契約及び物品納入契約を次のとおり辞退します。

請負契約等を辞退する理由						
請負契約等を辞退する期間	年	月	目から	年	月	日まで

年 月 日

審査請求書

毛呂山町議会議長 あて

		(番盆請水石者名懶)	
毛呂山町議会議員	(審査請求代表者)	FI]
同			1
同			[]
同			:[]
同		F	[]
同			.[]

毛呂山町議会議員政治倫理条例第7条の規定により、次のとおり毛呂山町政治 倫理審査会の審査を請求します。

審査請求の対象とな	
る議員の氏名	
審査請求の対象とな	
る事由の該当条項	
審査請求の対象とな	
る事由の内容	
審査請求の対象とな	別添のとおり
る事由を証する資料	別称V/ C ねり

(議員用)

年 月 日

審査請求書

毛呂山町議会議長 あて

		(審査請求代表者)	
住	所_		
氏	名_		印
電話	番号_		

毛呂山町議会議員政治倫理条例第7条の規定により、次のとおり毛呂山町政治 倫理審査会の審査を請求します。

審査請求の対象とな	
る議員の氏名	
審査請求の対象とな	
る事由の該当条項	
審査請求の対象とな	
る事由の内容	
審査請求の対象とな	別添のとおり
る事由を証する資料	がるのとおり

(町民用)

審査請求者署名簿

毛呂山町議会議員政治倫理条例第7条の規定により、次の審査を請求するため 署名を求めます。

年 月 日

(}	皆	清羽	代表	有)	

1土	<i>Н</i> Т	
氏	名	印

審査請求の対象とな	
る議員の氏名	
審査請求の対象とな	
る事由の該当条項	
審査請求の対象とな	
る事由の内容	

選挙権等 について	番	署名	住	所	生年月日	氏	夕	印
確認欄	号	年月日	正	121	工十万日		41	H1

第号年月日

様

毛呂山町議会議長 氏 名 印

審査請求書の受理について(通知)

年 月 日付で提出された審査請求書については、要件を満たしているので、これを受理したので通知します。

 第
 号

 年
 月

 日

様

毛呂山町議会議長 氏 名 印

審査請求書の不受理について(通知)

年 月 日付で提出された審査請求書については、要件を満たしていないので、これを不受理としたので通知します。

記

不受理の理由

 第
 号

 年
 月

 日

様

毛呂山町議会議長 氏 名 印

毛呂山町政治倫理審査会の設置について (通知)

年 月 日付で提出された審査請求書について、毛呂山町議会議員政治倫理条例第8条第1項の規定により毛呂山町政治倫理審査会を設置したので、同条例第8条第2項の規定により通知します。

毛呂山町議会議長 あて

毛呂山町政治倫理審査会委員長 氏 名 印

審査結果報告書

年 月 日付で審査請求のあった件について、毛呂山町議会議員 政治倫理条例第9条の規定により、次のとおり報告します。

審査請求の対象とな	
る議員の氏名	
審査請求の対象とな	
る事由の該当条項	
審査請求の対象とな	
る事由の内容	
審査結果	

 第
 号

 年
 月

 日

様

毛呂山町議会議長 氏 名 印

審査結果について(通知)

年 月 日付で審査請求のあった件について、毛呂山町政治倫理 審査会の結果を次のとおり通知します。

審査請求の対象とな	
る議員の氏名	
審査請求の対象とな	
る事由の該当条項	
審査請求の対象とな	
る事由の内容	
審査結果	

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第4条関係)

様式第5号(第5条関係)

様式第6号(第5条関係)

様式第7号(第6条関係)

様式第8号(第7条関係)

様式第9号(第8条関係)